

浅口市税条例の一部を改正する条例

令和 7 年 3 月 27 号

条例第 8 号

浅口市税条例(平成18年浅口市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第56条中「第64条第 4 項」を「第152条第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。